

## 利用の費用は？

# サービスを利用したときの 自己負担額について

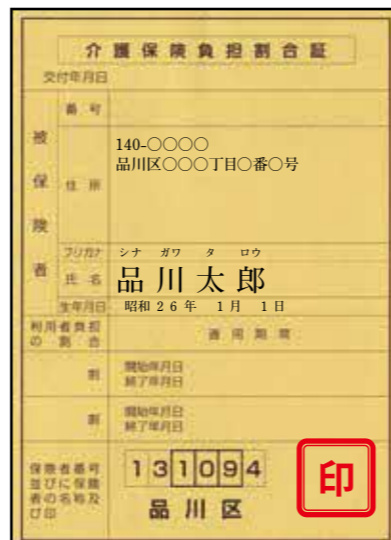
### 自己負担の割合について(「負担割合証」について)

ケアプランにもとづいてサービスを利用した際の支払は、原則としてかかった費用(介護度に応じた支給限度額※1まで)の1割、2割、3割です。

- 介護認定もしくは総合事業対象者の判定を受けた(受けている)方等に「負担割合証」を交付します。
- 「負担割合証」はご自身の負担割合が何割か示す証となり、サービスを利用する際は「介護保険被保険者証」と一緒に担当ケアマネジャーやサービス提供事業者へ提示します。
- 自己負担の割合は毎年判定※2し、判定後の「負担割合証」は7月下旬頃に送付します(有効期間は8月1日～翌年7月31日)。

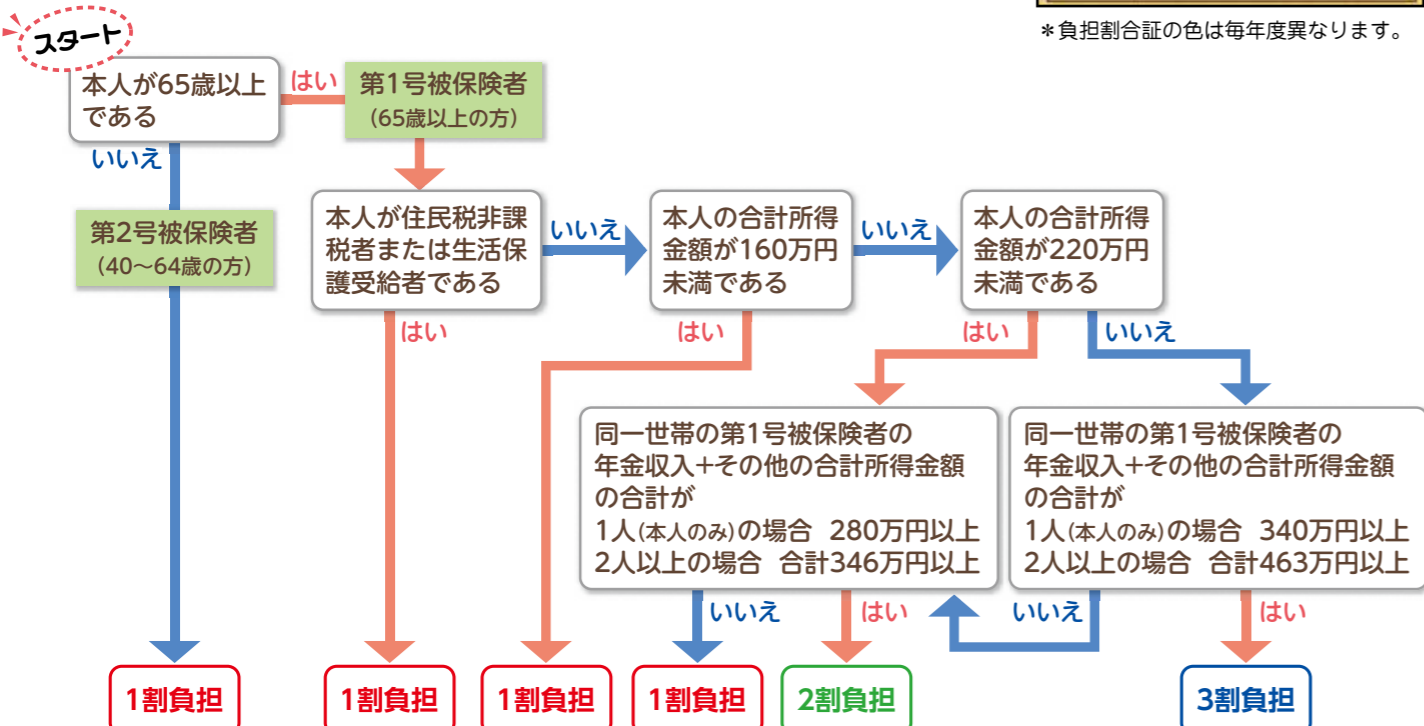
※1 介護度に応じた支給限度額については17ページをご参照ください。

※2 世帯状況(世帯構成や合計所得金額等)の変更等により、有効期間の途中で自己負担の割合が変更となる場合があります。



\*負担割合証の色は毎年度異なります。

### ●負担割合の判定の流れ



●「合計所得金額」とは、年金(障害年金・遺族年金等の非課税年金を除く)や給与等収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額をいいます。土地建物の売却等による長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除がある場合は、それを控除した額を用います。「合計所得金額」に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額または公的年金等所得の合計額から10万円を控除(控除後の額が0円を下回る場合は0円)します。

●「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。「その他の合計所得金額」に給与所得が含まれている場合には、給与所得から10万円を控除(控除後の額が0円を下回る場合は0円)します。公的年金等に係る雑所得があり、所得金額調整控除の適用がある場合は、給与所得に所得金額調整控除額を加えた額から10万円を控除(控除後の額が0円を下回る場合は0円)します。

問い合わせ / 高齢者福祉課介護給付係 ☎5742-6927

## 在宅サービスの費用

### ●介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分に応じて上限額(支給限度額)が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割、3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

### ◆在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
<b>例</b> 要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

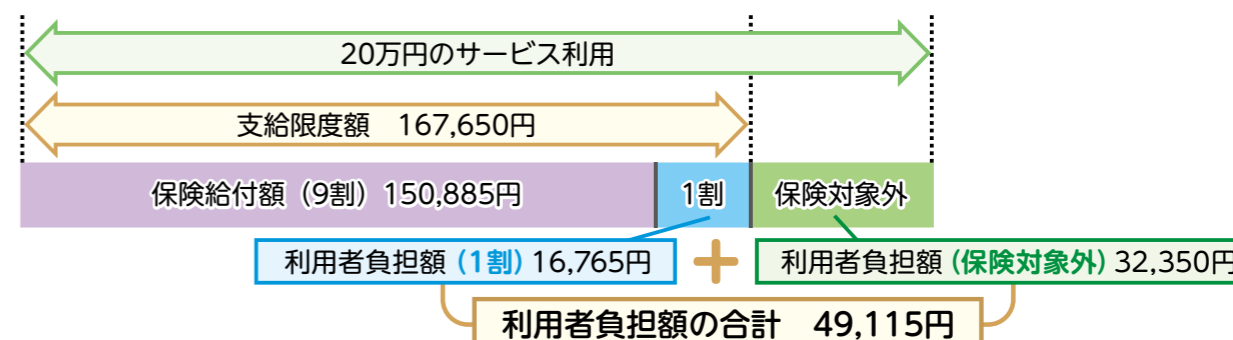
※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費等の地域差に応じて限度額の加算が行われます。

### 介護職員処遇改善加算があります

介護に従事する人の処遇を改善するため、「介護職員処遇改善加算」がおもな在宅サービスと施設サービス、地域密着型サービスに加算されます。なお、この加算は支給限度額の算定の対象にはなりません。

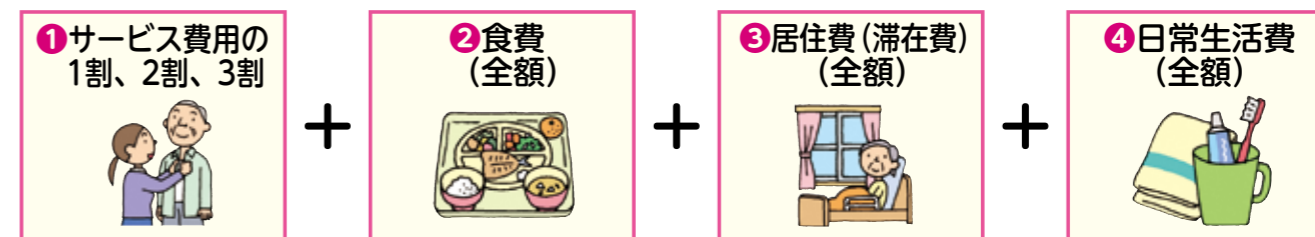


### 例 要介護1(支給限度額167,650円)の人が、20万円のサービスを利用した場合(1割負担の場合)



## 施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。



■基準費用額：施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して定める額(1日当たり)

利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

- 食費：1,445円
- 居住費：ユニット型個室 2,006円、ユニット型個室的多床室 1,668円  
従来型個室 1,668円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円)  
多床室 377円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円)

※施設が定める食費および居住費(滞在費)が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます。

※所得に応じた減額があります(区への申請が必要。P18参照)。

## ●低所得の人は食費と居住費（滞在費）が軽減されます 「負担限度額認定証」

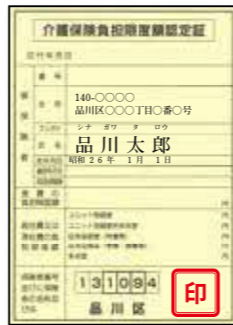
申請※により「負担限度額認定証」が交付され、施設利用の際に証を提示することで食費と居住費（滞在費）の軽減を適用することができます。自己負担額は所得等に応じて決まり、基準費用額との差額は保険給付（特定入所者介護サービス費）されます。

※有効期間は8月1日～翌年7月31日（毎年度申請が必要です）。

※非課税世帯（別世帯配偶者も含む）かつ預貯金等が一定額（下記参照）以下である場合に適用となります。

- ・第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円以下
- ・第2段階：単身 650万円、夫婦1,650万円以下
- ・第3段階①：単身 550万円、夫婦1,550万円以下
- ・第3段階②：単身 500万円、夫婦1,500万円以下
- ・第2号被保険者（40歳以上65歳未満）：単身1,000万円、夫婦2,000万円以下

※課税世帯に対する特例措置もあります。詳しくはお問い合わせください。



\* 限度額認定証の色は毎年度異なります。

## ◆負担限度額（1日あたり）

※年金収入および合計所得金額の合計額に遺族年金および障害年金といった非課税年金の額も含めて判定します。

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階 ・本人および世帯全員が区民税非課税で、高齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階 本人および世帯全員が区民税非課税で、合計所得金額※+課税・非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階① 本人および世帯全員が区民税非課税で、合計所得金額※+課税・非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階② 本人および世帯全員が区民税非課税で、合計所得金額※+課税・非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、( ) 内の金額となります。

## ●社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が運営主体となっている介護老人福祉施設利用者のうち、生計が困難であると認められた人は、利用者負担額、食費、居住費（滞在費）を軽減します。制度利用には申請と預貯金・収入等の申告が必要です。

**軽減内容** 介護費、食費、居住費（滞在費）の利用者負担額のうち、段階に応じて4分の1を軽減します。高齢福祉年金受給者は2分の1です。

問い合わせ／高齢者福祉課介護給付係 ☎5742-6927

## サービスに苦情や不満があるとき

サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者と相談しづらいときは、下のような相談先があります。サービスについての苦情や要望は、サービス事業者・ケアマネジャー・高齢者福祉課などが身近な相談窓口として受けとめ、互いに連携をとりながら、迅速な解決を図っていきます。

### ① ケアマネジャーに相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。

### ② 区（地域包括支援センター）の窓口で相談

●区の相談窓口…高齢者福祉課、各在宅介護支援センターで相談を受け付けます。区は必要により事業者を調査し指導します。

## 負担が高額になったとき

### ●介護保険の利用者負担が高額になったとき

事業者からのサービス利用実績を計算し、ひと月の利用者負担額が、下表の上限額を超えた場合は、「介護保険高額サービス費支給申請書」が送付されます。申請書を提出した翌月以降、上限額を超えた分が指定された口座へ振り込まれます。

### ◆利用者負担の上限（1か月）

※「合計所得金額」P16参照

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の第1号被保険者（65歳以上）がいる世帯	140,100円
●課税所得380万円（年収約770万円）以上690万円（年収約1,160万円）未満の第1号被保険者（65歳以上）がいる世帯	93,000円
●課税所得380万円（年収約770万円）未満の第1号被保険者（65歳以上）がいる世帯 ●住民税課税者がいる世帯	44,400円
●住民税世帯非課税等 ●合計所得金額※および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	24,600円 15,000円（個人）
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円（個人） 15,000円

### ●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険でそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは申請により超えた分が後から支給されます。

### ◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の算定分）

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、31万円。

●所得区分について、詳しくは下記にお問い合わせください。

●支給対象となる人は各医療保険へ申請が必要です。

問い合わせ／高齢者福祉課介護給付係 ☎5742-6927

### ① 国保連に相談

区市町村において取り扱うことが困難な場合や、利用者が特に希望する場合は、国保連（国民健康保険団体連合会）に申し立てることができます。

●東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口専用ダイヤル ☎03-6238-0177  
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

東京都国民健康保険団体連合会では、介護保険法及びその他法令又は通知に基づき、電話での苦情相談のほか、サービスの質に関する「苦情申立」により事業所調査を行い、必要な指導助言を事業者に行います。

●東京都介護保険制度相談窓口 ☎03-5320-4597  
受付時間 9:00～12:00 13:00～16:30 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
介護保険制度全般についての相談窓口です。